

吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 4 月 1 日

デンカ株式会社

デンカアステック株式会社

2021年4月1日

吸收分割に係る事後開示事項

(吸收分割会社)

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

デンカ株式会社

代表取締役社長 今井 俊夫

(吸收分割承継会社)

東京都港区芝公園二丁目4番1号

デンカアステック株式会社

代表取締役社長 大須賀 仁一

デンカ株式会社（以下「デンカ」という。）とデンカアステック株式会社（2021年4月1日付で「中川テクノ株式会社」から商号変更。以下「デンカアステック」という。）は、2021年1月12日付で締結した吸收分割契約書に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、デンカの住設資材部の事業（大阪支店および福岡支店における住設資材部の取扱製品に係る販売業務を含む）（以下「本事業」という。）に関する権利義務の一部を、デンカアステックに承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という。）を行いました。

本吸收分割に関する、会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に規定する事項は、以下のとおりです。

1. 本吸收分割が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸收分割会社（デンカ）における次に掲げる事項

（1）会社法第784条の2の規定による請求（吸收分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本吸收分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸收分割であり、会社法第784条の2ただし書きに規定する場合に該当しますので、本吸收分割において該当事項はありません。

（2）会社法第785条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

本吸收分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸收分割であり、会社法第785条第1項第2号に規定する場合に該当しますので、本吸收分割において該当事項はありません。

（3）会社法第787条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過

本吸收分割において対象となる新株予約権はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続（債権者の異議）の経過

デンカは、会社法第 789 条第 2 項に従い、2021 年 1 月 25 日付で官報に公告し、かつ知れたる債権者への個別の催告を行いましたが、異議申述期限である 2021 年 2 月 25 日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社（デンカアステック）における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

デンカアステックはデンカの完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に従いデンカアステックに対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

デンカはデンカアステックの会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当しますので、本吸収分割において該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者の異議）の経過

デンカアステックは、会社法第 799 条第 2 項に従い、2021 年 1 月 25 日付で官報に公告し、かつ知れたる債権者への個別の催告を行いましたが、異議申述期限である 2021 年 2 月 25 日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社（デンカアステック）が吸収分割会社（デンカ）から承継した重要な権利義務に関する事項

デンカアステックは、2021 年 4 月 1 日付で、デンカから、本吸収分割に係る吸収分割契約書記載の本事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。なお、本吸収分割に際してデンカアステックがデンカから承継した資産の額は 1,816 百万円（概算）であり、負債の額は 30 百万円（概算）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

デンカおよびデンカアステックは、2021 年 4 月 1 日付で、会社法第 923 条に定める吸収分割の変更登記を申請いたしました。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上